

消費者情報・問題の専門誌

国民生活

10
October / 2006

特集

激変する 情報通信と暮らし

消費者の生活に浸透する情報通信サービス・機器の現状と課題

情報バリアフリーの実現に向けて

通信・放送の融合と暮らしへの影響

過疎・高齢化地域で成功したデジタルデバイド解消実践例

時点・論点 ○ パロマ工業製瞬間湯沸かし器で21人死亡
—消費者への周知ないまま20年—



国民生活センター

自殺に追い込まれる ことのない社会へ

深刻な社会問題である日本の「自殺」

日本では、「年間自殺者3万人」という深刻な事態が、'98年以降ずっと続いている。交通事故死者数のおよそ5倍。自殺率でいうと、アメリカの2倍、イギリスやイタリアの3倍と、日本のそれは先進国の中で群を抜いて高い状態にある。また自殺未遂者は既遂者の10倍はいるといわれているから、単純に考えれば、毎日約10000人がこの国のどこかで自殺を図っている計算になる。

しかも「自殺」といっても、実際にはその多くが「社会的要因によって追い込まれた末の死」であり、自己決定に基づいた「選択された死」とは異なる。介護疲れや過重労働、借金や家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス)、いじめやセクシャルマイノリティへの差別など、さまざまな社会問題が最も深刻化した先に自殺が起きているのであり、日本の自殺は「個人の問題」として見過ごすこと

のでない、私たちの日々の暮らしに深くかわる深刻な社会問題となっているのだ。

自殺対策の「足場」となる基本法が成立

そうした「追い込まれた末の自殺」を少しでも減らしていくこと、先の国会で自殺対策基本法が制定された。基本法は、自殺対策に関する日本で初めての法律であり、これまで民間のボランティアに任せ切っていた対策の立案・実施を、国や自治体、事業者らの責務としている点で画期的なものだ。

社会的な要因による自殺は社会的な対策で防ぐことができるとして①多角的観点から自殺実態の調査・解明を行い対策に生かすこと②国や自治体、民間団体や医療機関などの関係者は密接な連携の下で対策に臨むこと③自殺未遂者や自死遺族(自殺者の親族)への支援を行うことなどが盛り込まれている。

なるほど基本法は根拠法であり、その性質上、具体的な取り組みを条文で細かく示すも

のではない。しかし、今後社会全体で自殺対策を推し進めていくうえでの確固たる「足場」となることは間違いないわけで、それができたことの意義は非常に大きい。

法制制定を後押しした「10万人の声」

自殺対策基本法の制定に「市民の声」が色濃く反映されていることの意義もまた大きい。法案の中身は、超党派議員で作る「自殺対策を考える議員有志の会」と私たちライフリンクなどの市民団体が協議を重ねて練り上げてきたし、私たちが全国に呼びかけて行った「自殺対策の法制化を求める3万人署名」には、わずかひと月あまりで10万人以上が参加。テレビや新聞等で繰り返し報道されたことが「世論の関心」を喚起し、法制化を強く後押しすることにもなった。

署名には、これまで沈黙してきた未遂者や自死遺族などの「当事者」も数多く参加した。「私は大切な家族を自殺というかたちで死な

せてしまいました。私と同じ苦しみを持つ人が一人でも減るようにとペンを取りました」「私は死の淵から帰りました。今、新しい命を生きています。もつとたくさんの人にも、この新しい命を得てほしいと祈っています」

署名と一箱に送られてきた手紙は1000通以上。いろいろを思いを持った一人一人が、一歩ずつ踏み出したことで、法制化を強く後押ししてきたのである。

「ライフリンク」という試み

私は2年前まではNPOのディレクターをしていた。6年程前に自殺で親を亡くした子どもたちを取材したことがきっかけで自殺の

問題に関心をもち、取材を進めていくうちにあまりにも日本の対策が立ち遅れていることに愕然として、ならば自分で対策の現場を牽引していくこと、自らNPOを立ち上げて活動を始めたのであった。

ライフリンクのモットーは、「新しいつながりが、新しい解決力を生む」というものだ。今回の法制化にしても、国会議員や市民団体、マスコミや未遂者・遺族などが「新しいつながり」を築いたことで「新しい解決力」を生み出すことができた。自殺対策の「つなぎ役」を担うため、ライフリンクを立ち上げてから2年。少しずつ、しかし確実に自殺対策が動き始めていることは、とても強く感じる。この流れを決して止めてはならないとも思う。

「生き心地の良い社会」作り

自殺は、私たちの日常のすく傍らに潜んでいる社会問題であり、見方を変えれば、私たちの日々の暮らしが「自殺に追い込まれる手前のどこか」にあるということにもなる。それだけ根深い問題である自殺が、法律ができたからといってすぐに解決するわけではない。そのことは自殺対策の現場で活動する私たちが一番よく分かっているつもりだ。

しかし、少なくとも基本法を足掛かりとして、社会的な取り組みを進めていけるようになった。「私たち一人一人にできることには限界がある。しかし、みんながつながれば可能性は無限大に広がる」そうしたことを互いに認め合いながら、新しくできた自殺対策の枠組みの中でみんなが連携していけば、必ず自殺は減っていくだろう。

自殺対策は決して「関係者」だけの問題ではない。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」とは、みんなにとって「生き心地の良い社会」でもあるはず。

だから一人でも多くの人とつながり、合つて、自殺対策という社会作りを、これからも進めていきたい。いや、進めなければならぬ。



「世界自殺予防デー(9月10日)」に国連大学本部で開催した、ライフリンク主催の緊急フォーラム(05年9月)



国会の参議院議員会館においてライフリンク主催の「自殺対策シンポジウム」を開催(05年5月)



10万人分の署名を原千景参議院議長に提出(06年6月)

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-10-17
TEL・FAX 03-3261-4934
URL: http://www.lifelinke.or.jp